

# 誌上相談室 Q&A

【テーマ】

## 知的財産権を 取得しましょう



新聞の政治面や経済面で、「知的財産権」の文字をしばしば目にするようになりました。しかし、知的財産権は、国際政治や大企業だけの問題ではありません。むしろ中小企業にこそ、知的財産権の取得と活用が求められます。知的財産権は、特許権、商標権などいくつかの種類に分かれており、それぞれ法律によって手続きや保護が規定されています。また、料金の軽減免除などの特典を受けられる場合があります。各権利と制度を正しく理解して、知的財産権を取得し経営に生かしましょう。

### 1. 知的財産権の種類

Q1 知的財産権とはどのような権利ですか？

A 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などの知的財産に関する権利です。「知的財産」とは、発明、考案、意匠、商標、著作物などです。発明、考案は技術的なアイデアです。意匠は物品のデザインです。商標は商品・サービスの目印です。著作物は、文芸、学術、美術または音楽の創作の表現です。

### 2. 特許出願の注意点

Q2 特許出願をする際には、どのような点に注意が必要ですか？

A 最も注意すべき点は、出願するまで秘密にすることです。出願する前に一般に知られてしまうと、拒絶理由となり、発明を保護できなくなります。例えば、ホームページ（HP）による紹介、試験販売、新聞掲載、学会発表などに注意が必要です。実用新案や意匠でも同様です。

願書類の作成は、弁理士に依頼することをお勧めします。出願書類は、審査を受け、特許権の権利書となります。出願書類に不備があれば、発明を保護できないばかりか、逆に模倣品の製造を助長する結果となります。

Q3 発明した製品が取材を受け、新聞に掲載されてしまいました。これから、特許を取得するのは無理でしょうか？

A 取得できる可能性はあります。出願の際に新規性喪失の例外手続きをすることにより、新聞掲載の拒絶理由を回避できます。ただし、新聞掲載から1年以内に特許出願する必要があります。平成30年の6月8日までは6カ月以内の出願が必要でしたが、法改正により1年に延長されました。しかし、新聞記事を見た人がその発明を公開した場合には、拒絶理由になりますので、早めの出願をお勧めします。

### 3. 商標登録の必要性

Q4 特許権を取得するのに必要な料金は？また、料金を安くする方法はありますか？

A 特許権の取得には、特許出願料として1万4000円、出願審査請求手数料として最低12万2000円、特許料として最低6900円がかかります。ただし、左上の表の要件を満たす場合には、出願審査請求手数料と特許料を3分の1の金額に軽減できます。また、国際出願に関する手数料も3分の1に軽減できます。なお、特許庁の料金のほか、出願手続きを弁理士に依頼した場合、弁理士費用がかかります。

### 4. 料金の軽減

Q5 飲食店を経営していますが、店の名前は商標登録が必要ですか？

A 商標登録しておくことをお勧めします。店名が他人に商標登録されていないければ、登録しなくても使用できます。しかし、先に使用していても、後から他人に商標登録されると、商標権侵害となりかねません。現在はインターネットが普及していますので、HPで知った遠方の商標権者から突然、警告書が届くこともあります。店名を安全に使用し続けるため、商標登録をお勧めします。

### 回答

当所エキスパート・バンク登録専門家  
アート特許商標事務所（青葉区中央）

弁理士（特定侵害  
訴訟代理業務登録）

須田 篤氏



### 【料金軽減の条件について】

要件	提出する証明書類	
a. 小規模の個人事業主	小規模企業者の要件に関する証明書	
b. 事業開始後10年未満の個人事業主	事業開始届（個人が新たに事業を始めたときに納税地を所轄する税務署長に提出する書類）の写し	
c. 小規模企業（法人）	会社（株式会社等）	・小規模企業者の要件に関する証明書 ・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿・出資者の名簿
	協同組合（出資を有する場合）	・小規模企業者の要件に関する証明書 ・法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者の名簿
	資本又は出資を有しない法人（財団法人、社団法人等）	小規模企業者の要件に関する証明書
d. 設立後10年未満で資本金3億円以下の法人	会社（株式会社等）	・定款又は法人の登記事項証明書 ・法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿・出資者の名簿
	協同組合（出資を有する場合）	・定款又は法人の登記事項証明書 ・法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者の名簿
	資本又は出資を有しない法人（財団法人、社団法人等）	・前年度の貸借対照表 ・定款（寄付行為）又は法人の登記事項証明書